

参考1

現行制度へ至る背景・経緯等

1. 開示請求権者

旧千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号）では、開示請求権者を県内に住所を有する個人・法人等と規定し、それ以外のものから申出のあった場合は公開に努めるものと規定していた。

昭和63年10月の旧千葉県公文書公開条例施行以来、12年余りが経過し、著しく大量で権利濫用的とも思われる公文書公開請求が特定部局に対して行われるなど、制度発足当初には予想していなかった制度運用面の課題への適切な対応が急務となっていた。

こうした中で、平成11年5月に国で「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が公布（平成13年4月施行）され、地方公共団体においても、この法律の趣旨にのっとった施策の策定と実施が求められることとなり、本県においても情報公開制度の見直しが検討された。

そして、旧千葉県公文書公開審査会が、知事からの諮問を受け情報公開制度の見直しについて審議を行い、「現行条例（旧千葉県公文書公開条例）は、県内に住所を有する個人・法人等を請求権者と規定し、それ以外のものから申出のあった場合は公開に努めるものと規定しており、このような区分の仕方自体は地方自治の本旨に照らせば合理的である。しかし、人の交流や法人等の事業活動などの社会の営みが、都道府県などの行政区域を越えて頻繁に行われ、さらには国際的な規模で行われる場合も少なくないという今日的な状況を踏まえると、請求権者の範囲を現行のままにとどめ置くことは、もはや適当とはいえなくなった。したがって、請求権者の範囲については、制度の目的の一つである「説明する責務」が第一義的には県民に対するものであることを考え方の基本としつつも、今日の社会経済情勢に鑑み、より広域的な観点から、さらに拡大することを検討すべきである。』旨の答申が平成12年8月に出された。

これを受ける一方で、一義的に県民に対する説明責任があり、かつ、年間4万文書を超える大量の請求があった背景を考慮し、県民に加えて新たに現行の情報公開条例第5条2号口・ハ及び請求理由を明示させることで3号のもの（県外者）を開示請求権者に加えたものである。

旧千葉県公文書公開条例

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

千葉県情報公開条例（現行）

第5条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ハ 県内に存する学校に在学する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

2 開示決定期限

旧千葉県公文書公開条例では、決定期限を請求書を受理した日から15日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならないと規定し、実施機関にやむを得ない理由があるときは、決定期限を延長することができる旨規定され、当該延長に係る期間について定めがなかった。

こうした中、上記（1）のとおり、旧千葉県公文書公開審査会で審議を行い、決定期限については、「本県における公開請求件数（公開の申出を除く）の推移及び実施機関の対応状況を経年的に見ると、平成7年度にはじめて1万件台に達した請求件数が、その後急増の一途をたどり、平成10年度においては4万3千余件、平成11年度においては4万7千余件に達しており、一方、これらの請求に対し、実施機関が条例で定める期間内に対応（決定等）することができたものの割合は、平成10年度が35パーセント弱、平成11年度においても53パーセント強にとどまるという状況にある。」

もちろん、県民による公開請求の機会が増えることによって、県民参加による県政が一層促進されることは制度の目的にかなうものであり、実施機関においては、全力を傾注して真摯に対応すべきであるといふものの、近年のこのような状況のもとで、現実問題として、他の業務への影響などが強く懸念されるに至っている。

したがって、決定期間については、制度と現実のこのような乖離の実態を踏まえると、情報公開法と同様、「適法な公開請求が到達してから30日以内」とすることが適当である。」旨、期限の延長については、「延長することができるとする規定において、その限度がないとなると、請求に係る公文書の量や情報の性質によっては、公開するかどうかの判断に相当の日数を要する場合があり、その間、事実上の非公開状態が継続されるという不合理が生ずることになる。

したがって、そのような不合理を一定程度なくすとともに、通常ならば早期の決定を望む請求人の利便を図るという観点からも、延長の期間に一定の限度を設けて

おくことが望ましく、その限度については、30日とすることが適當である。」旨の答申が出された。

これを受け、決定期限を30日以内に、定めのなかつた延長期間を30日を限度と改正したものである。

旧千葉県公文書公開条例

第8条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない。

2～4 略

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

千葉県情報公開条例（現行）

第13条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 上記1・2における他の都道府県の状況 → 【参考2参照】

45団体が何人にも条件を付けずに開示請求をすることができる扱いとしており、開示決定期限については、45団体が概ね「15日以内」とし、延長期間を含めたトータルの開示決定期限を60日としている団体は22団体である。

